

定 款

制定 平成 23 年 10 月 3 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本農村医学会 (The Japanese Association of Rural Medicine) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関する規定は別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、農村及び地域の実態に立脚して、医療と保健に関するすべての問題を調査研究し、その健全なる向上、発展を期することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農村及び地域における医学的調査研究
- (2) 学術総会並びに学術講習会の開催
- (3) 農村医療機関の管理に関する調査研究
- (4) 機関誌並びに前各号の調査研究に必要な印刷物の刊行
- (5) 関係学会並びに海外関係学会との連絡及び協力
- (6) 優秀な業績の表彰
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(構成員)

第 6 条 この法人は、会員になった者をもって構成する。

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する医師及び医学研究者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推薦された者。名誉会員は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

(会費)

第9条 正会員は、会員になった時及び次年度以降毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、第22条第2項の決議をもって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (2) 2年以上会費を滞納したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(会費の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(種別)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的及び理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(召集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

2 前項の規定により決議した正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数、書面議決者数及び議決委任者数
 - (3) 出席した理事、監事の氏名
 - (4) 審議事項及び決議事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名、押印をしなければならない。

(総会の決議の概要報告)

第25条 総会の議事の概要及び決議した事項については、会員に報告する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- 4 -

理事	21名以上25名以内
監事	1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、6名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事長及び理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記をしなければならない。

(職務)

第28条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 常任理事は、この法人の業務のうち理事会において定めるものを分担執行する。
- 4 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

ただし、この報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び資産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても第26条に定める定数を下回るときには、後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第6章 名誉理事長

(推薦等)

第32条 この法人に、任意の機関として名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、理事会において推薦し、総会において承認する。
- 3 名誉理事長は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 名誉理事長は無報酬とする。

第7章 顧問

(推薦等)

第33条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において推薦し、総会において承認する。
- 3 顧問は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることできる。
- 4 顧問は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上開催しなければならない。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第28条第5項ただし書の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選により決定する。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第41条 この法人に、評議員100名以上150名以内を置く。
- 2 評議員は、正会員の中から選出し、総会において承認する。
 - 3 評議員には、第29条、第30条及び第31条の規定を準用する。

(評議員会)

第42条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、理事会の諮問に応じ、助言する。
- 5 評議員会には、第 20 条、第 21 条及び第 23 条の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 10 章 委員会

(設置等)

第 43 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 44 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第 47 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始日の前日まで
に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで
前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書
類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、総会に提出し、第
1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書
類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供
するとともに、定款、会員名簿及び評議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の
閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償
還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

(剰余金分配の禁止)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、日本農業新聞に掲載する方法による。

第14章 事 務 局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任は、理事長の推薦に基づき理事会の承認を得るものとする。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会、理事会、評議員会の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第15章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い設立する、この法人の最初の代表理事(理事長)及び業務執行理事(副理事長及び常任理事)は、次のとおりとする。

代表理事(理事長)	藤原秀臣		
業務執行理事(副理事長)	別所 隆	立身政信	
業務執行理事(常任理事)	大淵宏道	川村 功	夏川周介
	田中 孜	早川富博	明石光伸

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。